

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	議会の解散の請求代表者証明書の交付				
処 分 の 概 要	代表者からの申請により、選挙人名簿に登録された者であつたときは証明書を交付する。				
根 拠 法 令 名	地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)				
条 項	第100条				
所 管 課 (処分権者)	選挙管理委員会事務局				
経由機関での処理期間	なし				
所管課での処理期間	即日				
標 準 処 理 期 間	計	即日			
審 査 基 準	代表者からの申請により、選挙人名簿に登録された者であること。				
<p>【根拠法令等】 地方自治法施行令</p> <p>第九十一条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第七十六条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="140 1227 1437 1294"> <tr> <td>第九十一条第一項及び第二項</td> <td>普通地方公共団体の長</td> <td>普通地方公共団体の選挙管理委員会</td> </tr> </table> <p>第九十一条 地方自治法第七十四条第一項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者(以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。)は、その請求の要旨(千字以内)その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもつて条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>			第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会			

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。